

## アニコム先進医療研究所株式会社における公的研究費不正防止計画

アニコム先進医療研究所では、公的研究費の適正な運営・管理のために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）及びアニコム先進医療研究所株式会社の「公的研究費の不正防止対策についての基本となる考え方」に基づき、次のとおり公的研究費不正防止計画を定める。

### 1. 機関内の責任体系の明確化

| 具体的な取り組み |  |
|----------|--|
| ①        | 「研究開発規程」により、責任体系を明文化するとともに、「公的研究費の不正防止対策についての基本となる考え方」により公表する。   |
| ②        | 最高管理責任者を代表取締役社長とする。最高管理責任者は、不正防止対策についての基本となる考え方をまとめる。  |
| ③        | 統括管理責任者を研究所長とする。統括管理責任者は、不正防止対策についての基本となる考え方に基づき公的研究費不正防止計画を策定し・実施し、その実施状況を年に一度取締役会にて最高管理責任者に報告する。   |
| ④        | コンプライアンス推進責任者を研究所長とする。コンプライアンス推進責任者は、研究所における対策を実施する。コンプライアンス推進責任者は、研究所内の公的研究費の運営・管理に関する全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。コンプライアンス推進責任者は、研究所において、公的資金の運営・管理が適切に行われているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。 |

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

| 具体的な取り組み |   |
|----------|---|
| ①        | 「研究開発規程」をはじめとする社内諸規程・マニュアル等により、すべての構成員にとってわかりやすいように、ルールを明確に定めるとともに、その解釈を含めルールを統一化する。ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員が理解できるよう、全体ミーティング等を使って周知する。 |
| ②        | 「職務責任権限規定」により、職務権限と決裁手続きを明確に定める。  |
| ③        | 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、講習会等を通じてコンプライアンス教育を実施するとともに、その受講率や理解度を把握する。  |

|   |   |
|---|---|
| ④ | 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書の提出を求める。          |
| ⑤ | 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員が守るべき行動マニュアルを定める。        |
| ⑥ | 社内外からの告発等を受け付ける窓口を事業運営部内に設置するとともに、取引業者等に周知する。 |
| ⑦ | 不正に係る調査の体制・手続等を「研究開発規程細則」に定める。                |
| ⑧ | 懲戒に係る事項は、グループ「賞罰規程」に定める。                      |

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

| 具体的な取り組み |   |
|----------|---|
| ①        | グループ「内部監査規程」に基づき実施される内部監査により、不正の発生要因を把握する。その結果、本不正防止計画に不足があれば、適切に修正を行う。 |
| ②        | 本不正防止計画は、最高管理責任者の責任により、適切に実施される。  |

### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

| 具体的な取り組み |   |
|----------|---|
| ①        | 予算の執行状況を把握し、実態と乖離したものとなっていないか検証する。予算の執行が当初の計画と著しく異なっていないかを確認し、問題があれば改善する。   |
| ②        | 事業運営部を不正防止計画推進部署とし、不正防止に係る具体的な対策を策定・実施するとともに実施状況を把握する。  |
| ③        | 発注の段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握する。  |
| ④        | <p>研究員等と業者の癒着を防止する対策を講じる。「不正な取引に関与した業者への処方針」を定め、周知するとともに、取引実績（金額・回数等）が多い業者に対しては誓約書の提出を求める。</p> <p>誓約書の取得に関しては、以下の基準を設けるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な取引が見込まれる場合は、初回取引時に誓約書を取得する。</li> <li>・初回取引時に取得しなかった業者であっても、研究期間内に取引回数が 10 回を超えた場合には、誓約書を取得する。</li> <li>・業者に社名変更や代表者変更等があった場合には、改めて誓約書の再提出を求める。</li> </ul> |

|   |  |
|---|--|
| ⑤ | 業者への物品の発注や納品物の研修業務は、事務部門が行うこととする。                  |
| ⑥ | 研究員等の出張に際しては、「国内出張旅費規程」に基づき、適切に実行状況の把握・確認を行うこととする。 |

## 5. 情報発信・共有化の推進

| 具体的な取り組み |  |
|----------|--|
| ①        | 公的研究費の使用に関するルール等について、社内外からの相談等を受け付ける窓口を事業運営部とする。 |
| ②        | 公的研究費の不正防止への取組に関する当社の方針等を当社ホームページ等にて公表する。        |

## 6. モニタリングの在り方

| 具体的な取り組み |   |
|----------|---|
| ①        | 公的研究費の適正な運営・管理のため、グループ全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。 |